

令和3年度人権施策並びに予算に関する提言・要望

「人権の世紀」といわれる21世紀に入って19年余りが経過し、人権の尊重が平和の基盤であるということが、世界の共通認識となっております。

しかし、今日なお様々な人権問題が存在するとともに、インターネットを利用した悪質な部落差別の事象も発生するなど、社会状況等の変化に伴い新たな課題も生じてきていることから、これらを解決することは喫緊の課題であります。

とりわけ同和問題につきましては、同和対策事業特別措置法が施行されて以来、その解決に向け、鋭意事業を推進してきた結果、各市とも相当の成果を収めてきたところであります。平成14年3月末に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効し、特別対策としての同和対策事業は終了しましたが、結婚、教育、就労等の分野において、なお課題が残っております。

平成28年12月には、現在もなお部落差別が存在し、許されないものであるとの認識の下、「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。）が施行され、国は、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有するとされており、相談体制の充実、必要な教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査を行うこととされております。

政府におかれましては、これまでの同和対策事業で積み上げられた成果及び部落差別解消推進法を踏まえ、すべての人々の人権が尊重される社会の実現のために、人権教育及び人権啓発の一層の推進、人権侵害による被害者救済等の対応の充実・強化について積極的に取り組まれるとともに、地方公共団体の財政負担の軽減を図るための必要かつ十分な予算措置を講じられるよう、次のとおりお願い申し上げます。

記

1. 人権教育及び人権啓発の推進について

(1) すべての人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び部落差別解消推進法の趣旨を踏まえ、部落差別の解消と人権意識の高揚のために人権教育及び人権啓発の一層の推進を図ること。

また、地方公共団体が実施する啓発事業について、必要かつ十分な情報の提供及び助言、助成を行うとともに、国の委託啓発事業についても、委託対象の緩和等、地方公共団体の要望を踏まえた制度の充実と委託費の大幅な増額を図ること。

特に、テレビやインターネットを媒体とした啓発が効果的であることから、国において積極的に活用し、定期的に啓発すること。

なお、学校教育及び社会教育の中で人権教育を充実することの重要性を踏まえ、個に応じたきめ細やかな指導と人権教育及び人権啓発が一層可能となるよう加配教員を確保すること。

また、部落差別解消推進法において「現在もなお部落差別が存在する」と謳われていることから、義務教育課程における教科書の見直しを実施すること。

さらに、「同和教育」を受けていない若い世代の教員が増加していることに鑑み、それらの教員も含め、教育現場において実質的かつ効果的に部落差別を解消する人権教育が行えるよう、各都道府県教育委員会に対し指導を行うこと。

(2) すべての人々の人権が尊重される社会の実現に向け、地方公共団体が実施する事業について、地方財政に支障のないよう、必要かつ十分な情報の提供、指導及び予算措置を講じるとともに、人権施策を総合的に推進するための体制整備を図ること。

(3) インターネット上に様々な差別につながる誤った情報が氾濫している状況に鑑み、市民が人権問題についての正しい情報に、よりアクセスしやすい状況を作り出すため、国・地方公共団体はもとより、民間の諸団体も含め多数の主体がそれぞれホームページ・ブログ・SNS等で正しい情報を、より積極的に発信するよう、国はリーダーシップを発揮し、全国的な取組として推進すること。

(4) 人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるために、各自治体の責務として人権教育及び人権啓発が推進されているが、部落差別解消推進法に部落差別の実態に係る調査について規定され、現在、同和問題に関する身元調査や、放射能に関する風評被害があるなど、全国的な取組が必要であることに鑑み、国のレベルにおける人権意識調査を実施し、現状を把握するとともに、文部科学省から学校教育向けに出されている「人権教育の指導方法等の在り方について」（第一次～第三次とりまとめ）と同様に、社会教育、企業教育に対して、今後の人権教育及び人権啓発に関する取組の

方向性を示すものを作成すること。

2. 人権救済制度について

(1) 「人権救済制度の在り方について（答申）（平成13年5月）」及び「人権擁護委員制度の改革について（諮問第2号に対する追加答申）（平成13年12月）」の趣旨を十分に踏まえ、人権侵害による被害者救済制度が実効性のあるものとなるよう人権侵害救済法の早期制定を図るとともに適切な措置を講じ、制度の積極的な周知を図ること。

(2) 人権擁護委員活動の重要性に鑑み、委員活動の活性化に向け、研修の充実や予算の確保等、必要な措置を講じること。また近年、共働き世帯の増加や定年延長などにより、適任者の確保が非常に困難になってきている事情を踏まえ、人権擁護委員活動と仕事との両立への理解が促進されるよう、特に企業等へ向けた周知を積極的に図ること。

(3) インターネット上において差別事象等の人権侵害が急増していることに鑑み、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を踏まえ、権利侵害の申立てがあった場合のプロバイダのとるべき行動基準がガイドラインとして作成されているが、同法第4条の規定による投稿者情報の開示請求に係る裁判の申立てにおける被害者の負担軽減を図るとともに、差別を助長し又は誘発する行為者に対する罰則規定やプロバイダ事業者による削除義務規定を設け、削除依頼者からの要請に応じなければならないよう同法を改正するなど、より一層実効性のある再発防止策を早急に講じること。

また、インターネット上に限らず、人権侵害を助長する様々なメディア等が行う不特定多数の情報の収集及び公開にあたって、プライバシーや個人情報が確実に保護され、権利の侵害が発生しないよう、人権についての慎重な取扱いを求める制度等の整備を進めること。

(4) 就労の機会均等を阻害する身元調査等の差別事象が今なお後を絶たない現状に鑑み、関係団体、事業所等雇用主への啓発指導を一層強力に進めるとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度の充実を図ること。

(5) 部落差別の解消に関する施策を展開するため、既に実施された「地方公共団体が把握する部落差別の実態に関する調査」の調査結果を踏まえ、国として取組方針を明確にするとともに、部落差別解消推進法に基づき地方公共団体が実施する相談体制の充実に向けた取組に対し、地方公共団体に財政負担が生じないよう、十分な措置を講じること。また、相談体制について国との役割分担を明確にするとともに、今後新たに実態に係る調査を行う場合においては、その内容を早急に確定し、地方公共団体が行う協力内容を明確にすること。

また、これまで「同和問題」という用語を用いて施策の推進を図ってきたが、部落差別解消推進法の施行を受けて、今後、「部落差別」という用語に変更していくのか、この用語をどのように使用していくのかについて、国としての考え方を明確にすること。

(6) 土地の購入やマンションの開発等の候補地調査において、マーケティング・リサーチ会社が、予定地周辺にある被差別部落や在日外国人の集住地を差別的表現で記した報告書を、広告代理店を通じマンション開発業者に提出していた事件に続いて、支店を全国に展開している不動産販売会社が、物件を仕入れる際に、会社内部で利用する仕入れチェックシートに被差別部落所在の物件に同和地区物件であるとの記載を行っていた事件が判明したことに鑑み、実態を把握されるとともに、再発防止に向け、土地取引に関わる不動産業界やマーケティング・リサーチ業界および広告業界等に対する適切な措置を講じること。

(7) ヘイトスピーチによる差別扇動・差別を助長する人権侵害に当たる行為に対し、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が施行されたが、附帯決議を踏まえ、インターネットを通じて行われる差別的言動を助長し又は誘発する行為の解消に向け、記事の削除や加害者の公表など、より実効性ある制度の早期確立と積極的な周知を図り、地方公共団体が果たすべき役割を着実に実行できるよう、必要かつ十分な予算措置を講じるとともに、市単独での対応が困難な事項については、地方公共団体の広域連携の支援策を講じること。加えて、地方公共団体が行うヘイトスピーチの対処に関し、プロバイダの協力が得られるよう法改正も含めた制度等の整備を進めること。また、インターネットでの差別的言動を含め、ヘイトスピーチに関するあらゆる人権侵害事象に対して全国一律に実効性のある対策が講じられるよう、同法に定める差別的言動の基準及びガイドラインを早期に作成すること。さらに、相談体制について国との役割分担を明確にし、相談体制の充実や教育活動及び啓発活動の推進を図るとともに、必要かつ十分な財政措置を講じること。

(8) マイノリティ女性が直面する、人権侵害への対策を講じること。

(9) LGBTなどの性的少数者の人権を尊重し、国としての取組方針を示すとともに、パートナーシップ宣誓制度の制定などの法整備や公文書における性別記載に関する見直しなど一貫性のあるガイドラ

インを早期に整備すること。また、人権侵害が発生しない環境を支援するための法整備を進めるなど、その対策を早急に講じること。

- (10) 平成31年4月の改正出入国管理法の施行に伴い、今後一層増加が見込まれる外国籍住民に対し、日本語教育の充実や通訳者の配置、相談窓口の設置等、多文化共生施策を実施するための必要かつ十分な財政措置を講じること。また、外国籍住民が直面する入居差別、就職差別などの実態を明らかにし、外国籍住民に対するあらゆる人権侵害への対策を講じること。

3. 特別対策として実施した事業に係る負担の軽減等について

- (1) 同和対策事業に係る地方債の償還について必要な財源を確保し、元利償還金に対する地方交付税の算入率を引き上げるとともに、その償還年限を延伸し、地方財政の負担の軽減を図ること。
- (2) 同和対策事業により実施した住宅新築資金等貸付助成事業については、貸付金の償還完了まで必要な財政支援を行うこと。また、貸付事業を行った市町村の実態把握に努めるとともに、事業の終結に向け、適切な措置を講じること。
- (3) 住宅新築資金等貸付金回収業務を一部事務組合等で行う場合、その運営の支援を拡充すること。
- (4) 住宅新築資金等貸付助成事業における償還業務について、償還指導等に係る住民情報及び資産情報等を円滑に取得できるよう関係法令の整備を図ること。また、償還対象者の高齢化に起因し償還に支障を来していることに鑑み、償還業務担当者向けの研修会等の拡充と実情に応じた償還支援策を講じること。
- (5) 開かれたコミュニティセンターとしての役割を担う隣保館をはじめとする社会福祉施設等の整備及び運営については、これまで果たしてきた役割と部落差別解消推進法を踏まえ、相談窓口の充実等、実情に沿うよう十分な財政的措置を講じること。

また、隣保館に指定管理者制度を導入した市においても、国の「地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金」及び「地方改善施設整備費（隣保館等施設整備費）補助金」の交付対象とすること。

以上要望する。

令和2年5月
近畿市長会